

「総合評価落札方式（若手技術者育成型）落札者決定基準」

1. 落札者決定の方法

落札者は、長崎県建設工事総合評価落札方式（若手技術者育成型）試行要領（平成25年6月25日 25建企第19915及び16の規定に基づき決定する。

2. 落札仮決定者の決定方法

入札参加者は、「価格」及び「企業の技術力」をもって入札に参加し、次の（１）～（２）の要件に該当する者のうち、「3. 総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札仮決定者とする。

なお、落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじを引かせて落札仮決定者を決定するものとする。

ただし、落札仮決定者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格及び最低制限価格の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札仮決定者としてすることがある。

（１）入札価格が予定価格及び最低制限価格の範囲内であること。

（２）評価値が、基準評価値に対して下回らないこと。

$$\text{基準評価値} = (\text{標準点} / \text{予定価格}) \times 100,000,000$$

なお、予定価格の単位は円とする。

3. 総合評価の方法

評価値は、次の算出方法により算定する。

（１）評価値の算出方法

$$\text{評価値} = [(\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}] \times 100,000,000$$

なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値は端数処理を行わないものとする。

ただし、表示は、小数第3位までとする。（小数第4位を四捨五入）

（２）標準点と加算点

標準点及び加算点は、技術資料を適切に提出した入札参加者に与えられる点数で、標準点は100点とし、加算点の満点は20点とする。

（３）加算点の算出方法

加算点は、「（４）評価の基準」に基づき評価を行い、以下の算出方法により算定する。

$$\text{加算点} = \text{評価点数の合計値}$$

（４）評価の基準

別表のとおり。